

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・平成2年郵政省告示第240号(電波法施行規則第33条の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)の一部を改正する告示案(別紙1)
- ・平成21年総務省告示第471号(電波法施行規則第34条の6第1号の規定に基づく小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件)の一部を改正する告示案(別紙2)

### 2 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧及び配布することとします。

### 3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

#### (1) 郵送する場合

##### 【航空海上関係無線局について】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

##### 【それ以外の無線局について】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体の条件は、次のとおりです。

○記録媒体:CD-R、DVD-R又はUSBメモリ

○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル  
(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

○記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

#### (2) FAXを利用する場合

##### 【航空海上関係無線局について】

FAX番号:03-5253-5903 総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

電話番号:03-5253-5901

##### 【それ以外の無線局について】

FAX番号:03-5253-5889 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 宛て

電話番号:03-5253-5886

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### (3) 電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(4)の方法により提出してください。

#### (4) 電子メールを利用する場合

##### 【航空海上関係無線局について】

電子メールアドレス:[maritime\\_atmark\\_ml.soumu.go.jp](mailto:maritime_atmark_ml.soumu.go.jp)

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

## 【それ以外の無線局について】

電子メールアドレス:fix-micro\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。))として提出してください。

また、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

なお、意見公募に係る意見の提出を装ってウイルスマルが送付される事案を防ぐため、メールで提出いただく場合は、(3)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

## 4 意見提出期限

平成27年12月24日(木)(必着)(郵送の場合も、同日必着)

## 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課又は基幹通信課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあっては、その名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部基幹通信課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

平成2年郵政省告示第240号(電波法施行規則第三十三条の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)の一部を改正する告示案等についての意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。